

豊田市重層的支援会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市重層的支援会議の設置及び構成並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 社会福祉法第106条の4第2項第5号に規定される事業（以下「多機関協働事業」という。）により、複雑化・複合化した困りごとを抱えた市民の個別支援を円滑に実施するため、豊田市重層的支援会議（以下「本会議」という。）を置く。

2 本会議は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、孤独・孤立対策推進法第15条第1項の規定に基づく孤独・孤立対策地域協議会を兼ねる。

（所掌事務）

第3条 本会議は、次に掲げる事項について所掌する。なお、取り扱う案件については、本人同意を得たものに限定される。

- （1）個別支援に係る情報共有に関すること。
- （2）個別支援に係る支援プランの検討に関すること。
- （3）個別支援に係る支援経過及び成果の評価に関すること。
- （4）個別支援に係る終結の判断に関すること。
- （5）その他多機関協働事業に資すること。

（構成）

第4条 本会議は、新たに開催するほか、別表第1に掲げる会議体を本会議とみなすことで構成する。

（本会議の開催）

第5条 本会議は、多機関協働事業における多機関調整管理者又は多機関調整推進員が、内容に応じて必要な支援機関を招集し実施する。多機関調整管理者及び多機関調整推進員については、豊田市重層的支援体制推進事業実施要綱第6条第2項に定められた機関をいう。

（守秘義務）

第6条 本会議の構成員は、正当な理由なく業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

豊田市重層的支援会議とみなす会議体

会議体	所管課
ケース会議	よりそい支援課 障がい福祉課 保健支援課
ケース検討会議	生活福祉課 高齢福祉課
子育て支援施設リーダー会	保育課
地域ケア個別会議	高齢福祉課
豊田市こども・若者支援地域協議会実務者会議	こども・若者政策課